身元調査お断り運動

～身元調査をなくしていくために～

身元調査（聞き合わせ）　とは、個人に関わる情報を、本人から直接聞くのではなく、本人の知らないところで、知人や調査会社などを通して調べることをいいます。

　この行為は、個人の知られたくないことまで調べられるというプライバシーの侵害だけでなく、人権を侵害し差別を助長するものであることを認識しましょう。

市民の意識調査結果（2022 年）を見ると…

　ほとんどの人（84％）は身元調査はすべきでないと回答している一方で、未だに身元調査は「当然」、「してもかまわない」と回答した人は13％います。

　このように、身元調査を容認する意識はなくなっていません。

　今後も、粘り強く身元調査を「しない・させない・見逃さない」取組を進めていく必要があります。

Q：結婚に際して身元調査は

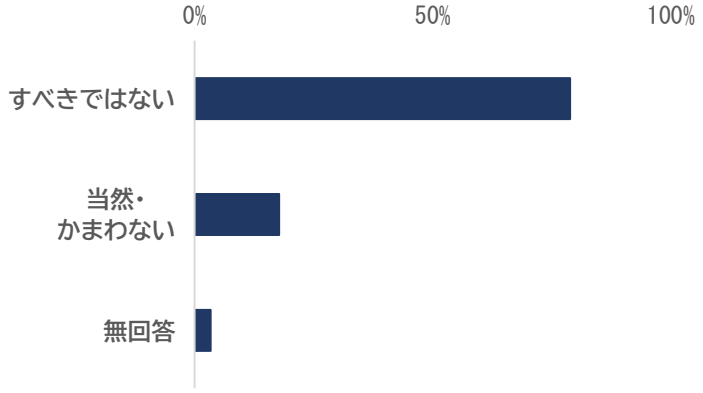

※「すべきではない」は「すべきではない」と「本来すべきではないが、心情的には理解できる」を合わせた数値

自分は差別行為を行っているつもりがなくても、人を傷つけてしまうことがあります。自分の行動・言動を見つめ直さなければなかなか気づかないことです。不確かな情報によって間違った情報が噂話で広まり、当事者（本人）を傷つけてしまっているかもしれません。

身元調査をする側にならないのはもちろんのこと、身元調査を見逃さない人になってください。

あなたの情報は
大丈夫ですか？

住民票や戸籍の不正取得防止
ストーカー・脅迫など犯罪行為の防止

「事前登録型本人通知制度」を

知っていますか？この制度は、みなさんのプライバシーを守るものです。

＜事前登録型本人通知制度の流れ＞

① **登録できる人**
福知山市に住民登録または戸籍がある人（過去にあった人）

② **対象となる証明書**
住民票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の謄本または抄本など

③ **登録に必要なもの**
運転免許証など本人確認できる書類

④ **通知する内容**
交付年月日、交付証明書の種別、交付枚数、交付請求の種別（代理人または第三者の別）

※この制度は、交付されたことを通知するもので、交付請求者の名前、住所は通知しません。
また、交付を差し止めるものではありません。

「事前登録型本人通知制度」は、福知山市に住民登録や本籍のある人が、事前に登録しておくことで代理人や第三者などの本人以外に戸籍や住民票の写しなどが交付されたときに、交付したことを登録者本人へ通知する制度です。登録は、廃止の届出がない限り有効です。

住民票や戸籍が不正請求された場合の早期発見につながることから、不正請求の抑止効果が期待できます。多くの方の登録が不正取得の抑止力を高めます。ぜひ、登録をご検討ください。

受付窓口

■市民課……市役所1階・内記三丁目	TEL0773-24-7014	FAX0773-23-6537
■三和支所……三和町千束	TEL0773-58-3001	FAX0773-58-3013
■夜久野支所…夜久野町下町	TEL0773-37-1101	FAX0773-37-5002
■大江支所……大江町中央	TEL0773-56-1101	FAX0773-56-2018

■各人権ふれあいセンター、児童館でも受付が可能です。